

# 「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」の 価値を巡る「両義性」に関する一考察

黒木邦弘

## 要 約

本論の仮説は、社会福祉学の基礎を構成する「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」において、「価値」を巡って「両義性」が存在することにある。そこで、先行研究から「価値」概念の枠組みを設定した。具体的には、社会福祉教育及び社会福祉専門職教育にかかわる「内在的価値体系」、制度や政策等の「外在的文化的価値体系」に着目した。

これらの価値体系を起点に、社会福祉士養成教育カリキュラムの教育目標や学士課程の社会福祉学に関する議論を検討した。結果、従前は人権尊重等のように「内在的価値体系」を構成する「福祉価値」と「専門職業の価値」を基軸に教育されていた。しかし、近年の改正カリキュラムや社会福祉学の議論では、「外在的文化的価値体系」に関わる制度・政策が重視され、「内在的価値体系」に二つの影響を及ぼしている。一つは、制度・政策が「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」の教育目標に取り入れられた。二つ目は、前者に加えて、アメリカの文化や社会事業の問題を内包する方法論が「ソーシャルワーク論」で強化されたことである。

つまり、「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」で構成される社会福祉学教育の特徴は、周期性を伴い見直される制度・政策に関わる「価値」概念の影響を常に受けることである。一方、制度を超えた『自在性に富む援助』を展開し、「価値」を刺激し、政策に影響を与えることも期待される。よって、社会福祉の思想と哲学の醸成を教育の基本とし、個別具体的な援助と地域社会への開発的な働きかけ伴う実践の蓄積が課題となる。

## はじめに

社団法人日本社会福祉教育学校連盟では、「大学院教育の現状把握のためのアンケート調査」の実施をはじめ、委員会の検討を経て、「社会福祉系大学院博士前期・修士課程カリキュラム・ガイドライン - その1」<sup>1)</sup>の提起に至っている。

---

1) 湯浅典人(2006)は、日本の社会福祉系大学院の歴史を整理し、2006年、(社)日本社会福祉教育学校連盟の通常総会にて「社会福祉系大学院博士前期・修士課程カリキュラム・ガイドライン - その1(案)」が示

「その1」の意味は、社会福祉学の教育課程を 従来型、 ソーシャルワーク型、 隣接複合型に分類し、そのうち「従来型」を最初にガイドラインとしてまとめたためである。その上で、学位(修士)の名称を「社会福祉学」または「ソーシャルワーク」とするよう提起している。

本論に先立って大学院に注目したのは、「社会福祉系大学院博士前期・修士課程カリキュラム・ガイドライン - その1」(以下、「ガイドライン」と略す)<sup>2)</sup>の中で、「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」が、社会福祉学における共通基礎科目に位置づけられた点にある。「ガイドライン」では、「社会福祉原論」は、「社会福祉成立の歴史的認識を含め、社会福祉学が学として成立している根拠をはじめ、思想、理念、歴史、諸理論、比較体制論、社会福祉政策・運営管理等」として例示されている。一方、「ソーシャルワーク論」は、「理論・価値・方法論・方法レポーター」との例示がある<sup>3)</sup>。このことについて、湯浅は「ガイドライン」作成に至った点を高く評価しつつ、「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」との関連性が明示されていないと指摘している(湯浅 2006)。

一方、筆者は、湯浅の指摘をふまえ、学士課程に注目した。学士課程では、社会福祉士養成に関わる画一的な教育課程が懸念され、大学院教育とは異なる様相を呈している。また、「ガイドライン」で提起された「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」の関係は、学士課程から修士課程への教育課程の連続性の観点、又は学士課程と社会福祉士養成の双方を意識した教育課程編成の観点から検討を要する課題である。

そこで、本論では、学士課程における「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」の関係を、両者に通底している価値に注目して論究する。「社会福祉原論」における価値と「ソーシャルワーク論」の価値は、普遍的な概念として了解されるだろう。しかし、社会福祉政策・運営管理等を含む「社会福祉原論」と、社会福祉政策を時に批判し社会変革を目指す「ソーシャルワーク論」では、価値を巡る意味解釈に違いがあると思われる。しかも、このことは、改正された社会福祉士養成教育課程の中で、どのように取り扱われているのか、必ずしも明らかにされていない。

こういった「一つの言葉あるいは概念が二つの意味を持つ性質」(広辞苑第6版)を説明するのに適した概念として「両義性」がある。そこで、「両義性」の定義を念頭におき、学士課程及び社会福祉士養成教育課程の「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」を巡る関係を考えてみることにする。

されたことを論究している。なお、こういった提案の背景には、日本の社会福祉系大学院の多様な教育課程の増加傾向が、必ずしも教育・研究水準の維持・向上に機能していないとの問題意識を述べている。

- 2) 大学院教育検討委員会・高橋委員長(当時)は、「基本の考え方としては、A群にある必修を学んだ人でなければ社会福祉学修士としていけないということである。B群～E群に記載してある科目はあくまでも例示科目である」と述べ、重ねて「社会福祉学修士というためには、少なくともこのガイドラインにあるものを考えてくださいと提示することが本ガイドラインの趣旨である」と述べている。こういった議論を経て、2006年6月3日の通常総会にて出席者一同原案を承認可決した。出典『学校連盟通信第57号』2007年1月15日。
- 3) 「社会福祉系大学院博士前期・修士課程カリキュラム・ガイドライン - その1」(社)日本社会福祉教育学校連盟大学院教育検討委員会、(一社)日本社会福祉教育学校連盟会員名簿、2014年8月、185頁 - 187頁。

## 1. 研究の目的

本研究の目的は、学士課程の社会福祉学に関する議論ないし社会福祉士養成教育を起点に、「両義性」との関連を「価値」概念の枠組みを用いて説明し、もって「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」で構成される社会福祉学の教育目標の特徴と課題を明らかにすることである。

## 2. 研究方法及び倫理的配慮

本研究の方法は、「社会福祉原論」や「ソーシャルワーク論」に関する先行研究、及び社会福祉士養成教育の教育目標や日本学会議の議論を参考にした文献研究である。よって、個人情報への配慮等の研究倫理上の問題は生じないと考える。

## 3. 価値の類型化に関する先行研究

学士課程においても、「社会福祉原論」における思想や理念、「ソーシャルワーク論」における価値は、「価値」概念として教育目標で共通に取り上げられ、鍵概念といえる。こういった「価値」を概念だけでなく、科学化を考える鍵概念ととらえ、かつソーシャルワークの役割との関係に論ずる先行研究がある。

平塚良子は、価値という言葉、価値と研究あるいは科学との関係、日本の専門資格制度における価値の議論を検討し、援助科学として規範的な理論を内にもつ福祉科学構築の必要性を指摘している（秋山・平塚・横山 2004：68-78）。さらに、ソーシャルワークにおける社会関係は、価値の把握によって意味の世界が成り立つとし、価値とソーシャルワークの役割との関係にも言及している（平塚 2010：71）。そして、特に参考になるのが、平塚の「価値の基本類型」である<sup>4)</sup>。

平塚は、「人間福祉には、ソーシャルワーカーの実践に現される人間福祉独自の自己展開を促す内発的な価値、すなわち、内発的な価値体系と、外部からこれに作用する外在的文化的価値体系とがある」（平塚 2004：80-94）とし、二つの価値体系は相互に規定し合う関係と説明する。

図1に示すように、内発的価値体系を下位に構成する「福祉価値」では、ウィルソン（1994）を引用し、「福祉価値は、人間福祉の根本的な理念を中核に福祉が実現を目指す価値をさす」と述べる。また、「専門職業の価値」とは「福祉価値のもと、利用者（クライアント）にとっての価値を実現するために、ソーシャルワーカーが実践の全過程において援助行為を具体化していくなかで機能する価値

---

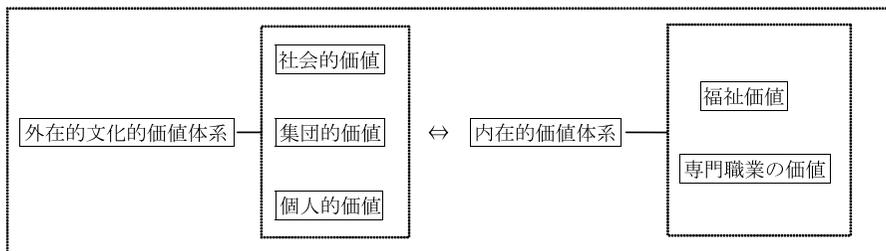
4) 平塚良子「社会福祉援助活動の価値」米本秀仁・平塚良子・川廷宗之・牧野田恵美子編『社会福祉援助技術論 上』建帛社、2002年、163頁。の一部を掲載。

で、専門職としての行為を導く原理的・原則的な価値」と述べる。

一方、外在的文化的価値体系を下位に構成する「社会的価値」は、「社会全体において人間福祉に関する価値意識にもとづき社会福祉をはじめとするヒューマン・サービス制度全体の基本的なあり方を方向づけ決定する価値」と述べる。また「集团的価値」は、「社会的価値の範疇ではあるが、(筆者、中略) 特に人間福祉界中心に保有され、集散的に機能する価値」と述べる。そして「個人的価値」は、「利用者個々人、福祉関係者、ソーシャルワーカー個々人の社会文化的な諸経験、生活史の中で各個人が内面化してきた行為の選択基準として保有されている個人に帰属する価値」と述べる(平塚 2004 : 80-94)。

以上のことから「価値」概念は、社会福祉に直接的・間接的に相互に関連しあい、互いを結び付け、時に反福祉的価値に対峙する中核的な概念といえる。そこで、平塚の「価値の基本類型」を手掛かりに、社会福祉学の「価値」を「専門職行為を実現する価値」(内在的価値体系)と「専門職行為に影響する価値」(外在的文化的価値)と規定し、教育目標及び社会福祉学に関する議論を考察する。

図1 「価値の基本類型」



出典：平塚良子「社会福祉援助活動の価値」米本秀仁・平塚良子・川延宗之・牧野田恵美子編『社会福祉援助技術論(上)』建帛社、2002年、163頁。のうち、筆者が「価値類型」を部分的に抜粋して掲載。

#### 4. 社会福祉士養成制度創成期における価値の「両義性」

1987年(昭和62年)、社会福祉士及び介護福祉士法は制定された。社会福祉士の教育課程において、社会福祉学の根本的な理論を指す科目が「社会福祉原論」である。また、社会福祉専門職による社会福祉援助活動の理論と方法を指す科目が「社会福祉援助技術論」である。表1には、1988年(昭和63年)に通知された社会福祉士養成のための「社会福祉原論」と「社会福祉援助技術論」の教育目標を示している<sup>5)</sup>。

「社会福祉原論」では、はじめに「社会福祉の理念と意義」の理解をあげている。具体的な教育内

5) (通知)「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容ついて」(昭和63年2月12日社庶第26号)、最終改定(平成11年11月11日社援第2667号)。

容では、人権尊重、権利擁護、自立支援等が例示されている。これらは正に人間福祉の根本に関わる福祉価値を指し、「専門職行為を実現する価値」（内在的価値体系）に相当する。一方、「社会福祉援助技術論」の中で、先に例示された社会福祉の理念は、「社会福祉サービスと援助活動の関係」を理解する前提になっている。

「社会福祉原論」で学ぶべき「社会福祉サービス体系」を価値体系と関連させて考えた場合、ヒューマン・サービス制度に関わる「社会的価値」に相当する。さらに、「社会福祉サービス体系」の中で制度に規定されながらサービス提供を行う法人・組織は、集散的に機能する「集团的価値」に相当する。このことから、「社会福祉援助技術論」では、「社会福祉原論」で学ぶ社会的価値や集团的価値といった「専門職行為に影響する価値」（外在的文化的価値）の理解が同時に求められる。「社会福祉原論」と「社会福祉援助技術論」を学ぶ側から言えば、社会福祉の理念は援助行為の学びの前提であり、同時に社会福祉サービスを理解する前提といえる。つまり、「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」の教育目標では、社会福祉の理念、すなわち「価値」を媒介に双方の科目を概念的に行き来する思考を身につけることを目指す。

価値を巡る「両義性」は、専門職として「専門職行為を実現する価値」（内在的価値体系）に規定

表1 社会福祉士養成教育に関する旧カリキュラムの教育目標

社会福祉原論の目標	社会福祉援助技術論の目標
1 現代社会における社会福祉の理念と意義について事例や演習形式等を活用し理解させる <sup>6)</sup> 。 <u>－内容－</u> 1 現代社会と社会福祉 1) 社会福祉の理念（人権尊重、権利擁護、自立支援等）とその発達 2) 概念と範囲 3) 役割と意義 2 社会福祉の対象と援助の形態及び方法について理解させる。 3 <u>社会福祉サービス体系と利用者保護制度の仕組みの概要について理解させる。</u> 4 社会福祉の専門性と倫理について理解させる。 5 社会福祉士及び介護福祉士法の意義と内容について理解させる。 6 社会福祉の法体系、実施体制及び財政全体の概要について理解させる。 7 社会福祉をめぐる我が国及び諸外国の動向について理解させる。	1 基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係形成を図るための方法について理解させる。 2 <u>人権尊重、権利擁護、自立支援等の観点から踏まえた社会福祉サービスと援助活動の関係について、理解させる。</u> 3 福祉専門職と専門援助技術の関係について理解させる。 4 社会福祉援助活動の展開過程を重視しながら、その目的・価値・原則及び体系とそこにおける共通課題について理解させる。 5 社会福祉援助活動における専門援助技術の体系について理解させる。 6 社会福祉援助技術に由来する倫理について理解させる。

出典：（通知）社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について（昭和63年2月12日社庶第26号）、最終改定（平成11年11月11日社援第2667号）をもとに、筆者が下線を加筆し、「内容」の一部（太字部分）を追記した。

6) 科目「社会福祉原論」の目標の「1」については、内容、理念の具体的な事項を示す。

されながら、同時に所属する専門機関の目的及び所属する専門機関を規定する制度という「専門職行為に影響する価値」（外在的文化的価値）との間の揺らぎを意味する。

## 5. 社会福祉士養成教育に関わる法改正の影響について

### (1) 社会福祉の理念から社会福祉制度の理念へ

2007年(平成19年)、社会福祉士及び介護福祉士法は改正された。創設時カリキュラムの教育目標にみられた価値を巡る「両義性」はどのように変化したのだろうか。

創設時カリキュラムの「社会福祉原論」に相当するのが、「現代社会と福祉」である。また、「社会福祉援助技術論」は、「相談援助の基盤と専門職」と「相談援助の理論と方法」に分割・再編された(表2)。

表2 社会福祉士養成教育に関する改正後のカリキュラムの教育目標

現代社会と福祉	相談援助の基盤と専門職	相談援助の理論と方法
ねらい	ねらい	ねらい
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉施策との関係について理解する。</li> <li>・福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解する。</li> <li>・福祉政策におけるニーズと資源について理解する。</li> <li>・福祉政策の課題について理解する。</li> <li>・福祉政策の構成要素(福祉政策における政府、市場、家族、個人の役割を含む。)について理解する。</li> <li>・福祉政策と関連政策(教育政策、住宅政策、労働政策を含む。)の関係について理解する。</li> <li>・相談援助活動と福祉政策との関係について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士の役割(総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発を含む。)と意義について理解する。</li> <li>・精神保健福祉士の役割と意義について理解する。</li> <li>・相談援助の概念と範囲について理解する。</li> <li>・相談援助の理念について理解する。</li> </ul> <p>(想定される教育内容の例)  <u>人権尊重、社会正義、利用者本位、尊厳の保持、権利擁護、自立支援、社会的包摂、ノーマライゼーション</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する。</li> <li>・相談援助に係る専門職の概念と範囲及び専門職倫理について理解する。</li> <li>・総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助における人と環境の相互作用に関する理論について理解する。</li> <li>・相談援助の対象と様々な実践モデルについて理解する。</li> <li>・相談援助の過程とそれに係る知識と技術について理解する(介護保険法による介護予防サービス計画、居宅サービス計画や施設サービス計画及び障害者自立支援法によるサービス利用計画の理解を含む。)</li> <li>・相談援助における事例分析の意義や方法について理解する。</li> <li>・相談援助の実際(権利擁護活動を含む。)について理解する。</li> </ul>

出典：(通知)「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」(平成23年10月28日社援発第1号)より。なお、筆者が下線を加筆し、関連資料から「想定される教育内容」の一部(太字部分)を追記した。また、筆者は加筆に際して、説明会資料「社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の新カリキュラムの作成に向けて」社団法人日本社会福祉教育学校連盟、社団法人日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会、2008.3を参考にした。

まず注目したいのが、社会福祉の理念の位置づけである。創設時カリキュラムの「現代社会における社会福祉の理念と意義」が、改正カリキュラムでは「現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉施策との関係」になった。社会福祉の理念は、福祉制度の理念とされ、福祉施策との関係で理解するとされた。これは、社会福祉自体が有する原理・原則である「福祉価値」から、専門職行為に影響を及ぼす「社会的価値」重視の教育への変更を意味する。

一方、社会福祉の理念については、「福祉の原理をめぐる理論と哲学」の理解が追加され、より抽象化された。よって、社会福祉の理念の理解がなくなったわけではない。ただ、教育目標の各項目が示すように社会福祉施策との関係は強化されたといえる（表2の下線部参照）。具体的には、福祉政策と関連するニーズと資源、課題、構成要素などの理解が学習の「ねらい」に追加された。こういった福祉施策もまた専門職行為に影響を及ぼすものであり、「社会的価値」に相当する。総じていえば、「社会福祉原論」では、社会福祉の理念はより抽象度をあげ、社会福祉制度・政策の理解が強化されたといえる。

## (2) 依拠すべき価値体系の変化

「社会福祉援助活動」は「相談援助」という制度上、定義づけられている用語に変更された。改正カリキュラムでは、創設時カリキュラムの「人権尊重、権利擁護、自立支援等の観点」は、「想定される教育内容の例」としてそのまま例示されている。一方、「相談援助」は、理念だけでなく、概念（専門職の概念を含む）、倫理、理念、援助過程に至る全般に拡大された。また、科目の分割と共に学ぶ時間数が増加し、アメリカを中心とする実践モデルとアプローチの習得が強化された。

一方、「相談援助の理論と方法」では、法制度に基づく各種サービス計画（介護保険法による介護予防サービス計画など）の理解が例示されている（表2の下線部参照）。理論的にはジェネラリスト・ソーシャルワーク視点で、文化の異なるアメリカの方法論を学び、援助過程では日本の制度・政策的なサービスシステムを念頭に行為化を求める。なお、2014年時点で介護保険法の改正によって、介護予防サービス計画のあり方自体が見直される予定である。

以上のことから、「専門職行為を実現する価値」は抽象度をあげ、「専門職行為に影響する価値」が存在感を増した改正といえる。何より重要なのは、社会福祉学を構成する教育目標における「価値」概念の位置づけの変更である。従来の教育目標は、「福祉価値」と「専門職業の価値」といった内在的価値体系を軸にした構成で学習が進められた。今回の改正では、「社会的価値」がより強化され、制度に依拠した支援過程が例示されるなど外在的文化的価値体系重視で学習が進められる懸念がある。次節では、教育目標における「価値」概念の位置づけの変化を、制度、政策、そして援助の観点に立ち返り、その関係について先行研究を手掛かりに考察する。

## 6. 社会福祉実践と社会福祉制度・政策の関係について - 科学としての社会福祉学の固有性の観点から

### (1) 社会福祉実践理論の文化的影響について

日本の社会福祉実践理論は、アメリカのソーシャルワーク理論の影響を常に受けてきた。また、先述のとおり、社会福祉士養成教育に関わる法改正によって、このことは一層強化された。では、アメリカのソーシャルワーク理論の援用において留意しなければならないこと何か。窪田暁子は、次のようにアメリカ社会事業の目標を述べ、示唆している(窪田 1987)。アメリカのソーシャルワーク理論で目指されることは、「生活問題そのものの解決あるいは緩和よりも、むしろ個人の問題解決能力を高めることに置かれることになる。社会資源の活用も、個人の問題解決能力に応じてそれを高める方向で行われる環境調整の一環として捉えられる。」(窪田 1987: 234) と述べている<sup>7)</sup>。また、窪田は、アメリカのソーシャル・ケース・ワークの立場の問題を次のように指摘している。

「このような立場は、資本主義社会における生活問題の基本的性格とその対策についての責任の所在を曖昧にし、社会福祉政策と運動の本質的理解への途を閉ざしてしまうところに問題がある。また、対象を社会的不適応者と捉えることは、社会福祉サービスの利用者をつねに社会的弱者・劣等者とみることにより、生存権主張の主体として、また制度・サービスの改善を追及する運動の主体としての立場を見失わせることにもなる。」(窪田 1987: 234)

以上のことから、アメリカのソーシャルワーク理論の日本のソーシャルワーク教育への適用は、二つの課題を内包している。一つは、生活問題にかかわる責任の所在の曖昧さである。もう一つは、社会福祉サービスの対象者の捉え方である。特に、日本では、嶋田啓一郎の官僚制下における社会福祉実践への影響の理解しておく必要がある。嶋田の指摘とは、「傾聴ではなく強制し、自発的に反応するのではなく機械的に活動する危険におかれていながら、彼自身は、すでにこの誘惑に陥っているかも知れぬということを、必ずしも気付いていないことにある」(嶋田 1980: 4) というものである。

もちろん、筆者は、アメリカのソーシャルワーク理論が日本のソーシャルワーク教育に正の影響を与えたことも承知している。ただ、今回の改正に関して、改めて先達の指摘を丁寧考える必要がある。それは、生活に関わる問題を対象とする社会福祉学だからこそ、今一度、文化的背景に留意する必要があるとの指摘と理解している。

---

7) 引用した窪田の見解は次の通りである。「社会事業の目標は、生活問題そのものの解決あるいは緩和よりも、むしろ個人の問題解決能力を高めることに置かれることになる。社会資源の活用も個人の問題解決能力に応じそれを高める方向で行われる環境調整の一環として捉えられる。社会福祉の制度・施設等は問題解決の要件ではあるが、その有効な活用は個人の心理 = 社会的状況の把握とそれにもとづく援助によって個別的に運用されてはじめて可能になると考えられるのである。」

## (2) 社会福祉をめぐる政策・制度・援助との関係について

社会政策と資本主義体制との関係では、例えば大河内一男は、社会政策を資本主義国家による「労働力保全」と規定した。また、孝橋正一は、社会政策を資本主義制度の構造的特質から基本的・直接的に与えられる「社会問題」（社会の基礎的・本質的課題）に対して向けられた社会的対応とした。両氏は、社会事業の本質を社会政策に対する補充性として捉えている点に共通性がある（高島 1987：10）。

こういった社会政策と社会事業の関係を巡る研究は、その後どのような視点で議論されたのだろうか。例えば、社会福祉学を科学の固有性の観点から批判的に考察した研究がある。古川孝順（2004：11）は、社会福祉の原理論研究について「第三世代による原理論研究は、第一世代、第二世代の固有な名詞付きで呼称される「理論」の祖述であるか、その偉大さを再確認するタイプが多い」と批判している。そして、「隣接科学にたいして社会福祉学の固有性を主張しようとするような、独自の視点と枠組みを設定し、言語体系を構築すること」を提起している。では、古川自身は、自身の立場をどのように規定しているのか。古川は著書『社会福祉学の方法』において、ソーシャルポリシーとソーシャルワークというタームを、社会福祉に関わる政策と援助というタームに置き換え、次のような立場を示している。「政策と援助を分離し、別箇のものとして扱おうとするものではない。政策と援助を制度を媒介として間接的に接合し、社会福祉を構成する三位一体的要素の一部として位置づけて分析し、認識する」と述べる（古川 2004：32）。

古川の特徴は、制度を構成する個々の事業は、体系化された援助プログラムであり、それが政策によって認知されたときに事業となる、というものである（古川 2004：34）。

一方、平塚良子は、ソーシャルワークと他科学の知識の摂取と依存について、「そのような学問上の行動パターンが続くことで、人間福祉志向のソーシャルワーク学の近未来に関して大きな陥穽にはまることが起こりうる。」と警笛を鳴らす。そして、「一時しのぎの科学的アプローチの方法との決別をはかることが重要」（平塚 2004：118）と提起している。

では、平塚自身は、自身の立場をどのように規定しているのだろうか。平塚は著書『人間福祉の哲学』（共著）において、奥田いさよ（1992）の他の専門職業の技術の移入に慎重になることの指摘や、岡本民夫（1997）の自生の学としての独自性を備えるソーシャルワーク体系の確立の重要性の示唆を引用し、次のような立場を示している。「人間福祉にとっては、福祉価値・専門職の価値の構築という規範的な科学論を核にもちながら、自らの実践を科学的に検証して理論構築をはかる。」（平塚 2004：118-119）とし、規範科学の考え方を示唆している。

平塚の特徴は、「制度的な規定にそうことでしか援助活動ができないというのではなく、社会福祉を基礎にしながらも、制度を超えて福祉サービス利用者の心情と生活ニーズに応答していく「自在性に富む援助」を志向する福祉の思想と哲学（見識）による実践を意味する」（平塚 2004：176）とし、実践優位の社会福祉学の立場を明示している。

古川や平塚の見解から筆者は、次のように考える。「社会福祉政策」と「ソーシャルワーク実践」の関係は、規範的な科学論を核に、制度を媒介しつつ、制度を超えた自在性に富む援助を志向し、

行為化するところに特徴を有する。

### (3) 日本における社会福祉学を巡る基本ターム

社会福祉学の科学としての固有性は、社会福祉教育の体系化と共に実現する。では、社会福祉学との関係は、どのような議論がされてきたのだろうか。ここ10年余りの社会福祉学を巡る日本学術会議の議論を概観し、社会福祉学を構成する基本的なタームについて考える。

#### 1) 2003年日本学術会議の提言

2003年6月日本学術会議は、社会福祉援助であるソーシャルワークと社会福祉制度との関係に関する問題点を次のように述べている。「日本では社会福祉制度とその制度を実際に活用し、個別、具体的に援助する職員制度との間に整合性がない。」「また、その個別、具体的に援助する職員制度と専門職としての国家資格である、ソーシャルワーカーとしての社会福祉士や精神保健福祉士の養成、任用制度の間にも整合性がない。」「今求められているのは、地域自立生活を支援するソーシャルワークを、社会福祉士及び精神保健福祉士が実際に担えるシステムを構築することである」としている。

出典：「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案」日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会、2003年6月24日（最終アクセス2014年10月13日）。

#### 2) 2008年日本学術会議の提言

2008年日本学術会議は、ソーシャルワーカーを必要とする社会的背景、社会福祉に関する制度改革から高度な専門性と広範囲な役割を求めている。その上で「社会福祉教育の体系を価値、支援技術、政策でもって位置づけ、教育方法およびその評価システムについて再検討すること」を求めている<sup>8)</sup>。また、福祉系大学の責務を「社会福祉現象をめぐる理論的・実証的研究の積み重ねを基礎に、その実践的応用としての教育プログラムを開発し、社会福祉士を基礎にして多様なソーシャルワーカーを世に輩出する人材養成を行うことにある」とし、社会福祉士養成を包含しつつ、それを超えた人材養成の必要性を提言している。

ただ、筆者は次のように考える。既述のように、例えば「ソーシャルワーク理論」に関する社会福祉士養成指定科目は、科目分割・再編とともに学習時間が増加した。さらに、多様性を学ぶ観点を取り入れようとした場合、自ずとカリキュラム全体が膨らむことになる。しかも、多様性の理解と社会福祉の軸となる「価値」概念の理解が、結び付かなければ意味がない。よって、趣旨は理解しつつ、教育課程の編成に工夫が求められる。

---

8) 2008年7月14日の日本学術会議「提言 近未来の社会福祉教育のあり方について - ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて」では、「価値」、「支援技術」、「政策」の各要素を以下のように規定している。「価値とは、生活文化、生活の質、利用者理解等の基本的な理念の学習である。また支援技術とは、社会的に存在する利用者への多様な支援方法を学ぶことを目標とした、利用者への直接的および間接的な支援に関する教育である。そして、政策とは、計画、参加システム、サービス供給体制を含む、実践的な内容に関する教育である」。

「近未来の社会福祉教育のあり方について - ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて -」日本学術会議社会学委員会社会福祉学分会、2008年7月14日（最終アクセス2014年10月13日）。

### 3) 2010年日本学術会議の提言

2010年日本学術会議では、「社会福祉学の論点・課題・展望」の中で、社会福祉学では「人間と社会」、あるいは「人間と環境」との間に形成される生活問題として捉え、その解決、軽減、緩和に資する、方法、施策、技術等を開発・設計し、生活問題の解決に取り組んできた。」としている。こういった認識の上で、「社会福祉学固有の視点」として、次の2点を明示している。1つ目は、「生活問題に対する分析科学としての側面」、2つ目は、「生活問題解決に向けての設計科学の側面」である。さらに、社会福祉学の特性を「社会保障体系の整備、社会的包摂といった思想、地域社会での人々の信頼・連帯の必要性、人々や社会が自ら問題解決を進めていくエンパワメントといった意識について、社会に対して発信していく「啓発型」の科学の側面を有している」としている。そして、「社会福祉学は、社会福祉という「社会」という語句のもつ意義について改めて問い直すことが求められる」とし、社会福祉学での「社会的なるもの」の確立の重要性を提言している。

筆者の考えでは、まず「価値」概念に関する日本のソーシャルワーク実践の研究が重要と思う。なぜなら、日本のソーシャルワーク実践は、「社会的価値」や「集団的価値」にみられるように、「社会的なるもの」の影響を受けつつ、一方で「社会的なるもの」をソーシャルワーカーのあらゆる感覚によって捉え、行為化しているからである。

「社会学分野の展望 - 良質な社会づくりを目指して：「社会的なるもの」の再構築 -」日本学術会議社会学委員会社会学の展望分科会、2010年4月5日（最終アクセス2014年10月13日）。

### 4) 2013年日本学術会議の提言

2013年日本学術会議では、「災害は、「いのち」と「暮らし」と「まち」を一瞬にして破壊し、社会福祉が対応すべき問題群を極めて短期間のうちに、凝縮したかたちで発生・顕在化させる。その凝縮した生活問題に対する支援において重要な意味を持つのが、社会福祉学の視点からの災害支援論（「災害福祉論」あるいは「災害時ソーシャルワーク論」）の学術的な取り組み」としている。また、災害を被った人々と制度との関係を次のように述べている。

「災害を被った人々の中でも外部からの支援を受け入れる力（＝受援力）をもち、積極的に自立へ向かっていく人々は、制度の優秀な利用者となっていく。」

その上で、「災害時の社会福祉のあり方について理論的に確立し、ソーシャルワーク教育の一環を含め、研究と教育の推進を図っていくべきである。」と今後に向けた課題を提言している。

「災害に対する社会福祉の役割 - 東日本大震災への対応を含めて -」日本学術会議社会学委員会社会福祉学分会、2013年5月2日（最終アクセス2014年10月13日）。

### 5) 2014年日本学術会議の提言

2014年7月、日本学術会議は、社会福祉学を専攻するすべての学生が習得すべき能力やスキルを

明確にする必要性から社会福祉学系の学部や学科の教育の指針として、社会福祉学の定義の案を以下のように提示している。

「社会福祉学が対象とする「社会福祉」とは、人々が抱える様々な生活問題の中で社会的支援が必要な問題を対象とし、その問題の解決に向けた社会資源（モノやサービス）の確保、具体的な改善計画や運営組織などの方策や、その意味づけを含んだ「社会福祉政策」（以下、政策と略す）と、問題を抱えた個人や家族への個別具体的な働きかけと、地域や社会への開発的働きかけを行う「社会福祉実践」（以下、実践と略す）によって構成される総体である。」

「(案) 報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準社会福祉学分野」公開討論会資料、日本学術会議社会学委員会社会福祉学分野の参照基準検討分科会、2014年7月21日（最終アクセス2014年10月13日）

以上のように、社会福祉学は、2003年以来の日本学術会議の議論を経て、2014年の定義(案)の提示に至っている。その特徴は二点ある。一つは、「社会福祉政策」と「社会福祉実践」によって構成される総体が社会福祉学の固有性との見解に至っている。もう一つは、「社会福祉実践」が、個別具体的な働きかけと地域や社会への開発的働きかけという二つの実践で構成されていることである。後者について、先に述べた改正カリキュラムの科目「相談援助の理論と方法」の教育目標ではどうなっているか。個別支援を基本とする計画は明記されているが、後者の開発的な働きかけは示されていない。さらに、個別具体的な働きかけと開発的働きかけを取り結ぶ「専門職業の価値」に相当する価値の明示も課題である。

ただ、2014年に提言された社会福祉学の定義(案)は、「社会福祉学を学ぶことは、社会福祉専門職に必要な知識・技術・倫理を習得することにとどまらず、個人の尊厳や多様性を尊重しつつ、社会の連帯に基づいた共生社会の実現に貢献しうる市民の育成に必要な基礎を提供するものである」と結ばれている。この説明には、尊厳や連帯、共生といった「価値」概念、特に「福祉価値」が含まれており、社会福祉学の定義と「価値」概念の関係の深さを物語っている。

## まとめ

社会福祉学を構成する「社会福祉原論」は、近年の養成課程の法改正によって「制度・政策」の理解が強化された。「制度」は、ソーシャルワーカーに直接かかわる「専門職行為を実現する価値」（内在的価値体系）ではなく、あくまでも「専門職行為に影響する価値」（外在的文化的価値）に相当する。しかも、「制度」は数年に一度、周期性を持って改正を繰り返し、「社会的価値」の影響を常態化させる。この「社会的価値」の影響の常態化は、ワーカーらが所属するサービス機関・施設の「集団的価値」に影響を及ぼす。繰り返される「制度」の枠組み変更は、現場の最前線にいるソーシャルワーカーを直接的・間接的に翻弄する。

また、日本のソーシャルワーク理論は、アメリカの文化的背景に依拠している。このことから「社

会的価値」の影響を内包している。さらに、アメリカのソーシャルワーク理論自体が、生活問題の基本的性格とその対策の責任の所在の曖昧さ、社会福祉政策と運動の本質的な理解を伴わない対象認識といった規範的な課題を含んでいる。加えて、日本の養成課程では、専門職の援助過程にかかわる計画を介護予防等の制度的枠組みから捉えることを教育目標に組み込んでいる。つまり、日本のソーシャルワーク教育は、文化的・規範的・制度的に多層な課題を内包し、複雑さを呈している。

一方、「価値」概念と「実践」行為の重要性も述べておきたい。それは、「制度」を超えた『自在性に富む援助』を展開し、「社会的価値」を刺激し、「政策」に影響を与えることへの期待である。このためには二つのことが重要になる。一つは、「福祉価値」と「専門職業の価値」が一体的に実践の軸を形成し、社会福祉の思想と哲学を醸成することである。このことは、ソーシャルワーカーとしてのアイデンティティの形成の観点から重要である。二つ目は、個別具体的な援助だけでなく、地域社会への開発的な働きかけによって、人を動かし地域を変える実践をソーシャルワーク実践事例として蓄積することである。本論では詳述しないが、日本には個別具体的な援助から地域社会への働きかけまで包含する多くの実践が存在する。こういった実践には、ソーシャルワーカーのアイデンティティが含まれており、社会福祉学の固有性を実証する上でも重要と考える。

社会福祉士養成教育目標及び社会福祉学の定義（案）の説明にみられるように、「社会福祉原論」の教育目標の特徴は、尊厳や連帯、共生を含む「価値」概念、特に「福祉価値」の理解にある。一方、「ソーシャルワーク論」の教育目標の特徴は、「福祉価値」に依拠し、問題を抱えた個人や家族への個別具体的な働きかけと、地域や社会への開発的働きかけの行為化をもって「専門職業の価値」を具現化するところにある。つまり「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」の教育目標の特徴は、「社会福祉原論」で「福祉の思想と哲学（見識）」を学び、「ソーシャルワーク論」で「実践の行為化」を学ぶ、相互一体的な関係にある。

しかし、社会福祉士養成教育課程の改正により「社会福祉原論」では、教育目標上、「福祉の思想と哲学（見識）」に変化がみられる。ただ、それは「制度・政策」優位の「体系的プログラム」への価値の転換を意味するのか、「福祉の思想と哲学（見識）」といった価値との両立を意味するのか、十分に検討されておらず課題である。また、「ソーシャルワーク論」では、「社会福祉原論」の教育目標上の課題に加えて、文化的・規範的・制度的に多層な課題を内包している現況にある。そういった学界的課題を解決するためにも、「制度」を超えた『自在性に富む援助』（平塚 2004）の集積が待たれる。

最後に、本論では社会福祉士養成教育課程の教育目標に着目し、その内容の比較検討を行っている点で社会福祉学全体を網羅的に扱っているわけではない。その点で、限定的な解釈である。ただ、社会福祉学に欠かせない「価値」概念の枠組みを用いて、社会福祉学教育に関わる教育目標ないし内容を検討したことで、「社会福祉原論」と「ソーシャルワーク論」の特徴と課題は説明できたと考える。

## 引用文献・参考文献

- ・湯浅典人「ソーシャルワーク(社会福祉)大学院教育の現状と展望」『文京学院大学人間学部研究紀要 Vol. 8、No.1、2006年、53-66頁。
- ・秋山智久・平塚良子・横山譲『人間福祉の哲学』ミネルヴァ書房、2004年、68-78頁、80-94頁、176-178頁。
- ・岡本民夫・平塚良子編『新しいソーシャルワークの展開』ミネルヴァ書房、2010年、71頁。
- ・古川孝順『社会福祉学の方法』有斐閣、2004年、11頁、32-35頁。
- ・嶋田啓一郎「社会福祉研究と力動的統合論 - わが思想的遍歴を顧みて」『評論・社会科学』第17号、1980年、4頁。
- ・小倉襄二・小松源助・高島進編集代表『社会福祉の基礎知識』有斐閣ブックス、1987年、10頁。
- ・窪田暁子、(前掲)小倉襄二・小松源助・高島進編集代表『社会福祉の基礎知識』有斐閣ブックス、1987年、234頁。
- ・奥田いさよ『社会福祉専門職性に関する研究』川島書店、1992年、111頁。
- ・岡本民夫「社会福祉における方法と技術 - その方法論をめぐる課題」『評論・社会科学』第57号、1997年、49-64頁。